

四日市市告示第127号

四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

四日市市長 森 智広

四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第161号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補助金の請求) 第15条 申請者は、前条の確定通知を受けた日から起算して <u>30日</u> 以内に、四日市市三世代同居等支援補助金支払請求書（第7号様式）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。	(補助金の請求) 第15条 申請者は、前条の確定通知を受けた日から起算して <u>10日</u> 以内に、四日市市三世代同居等支援補助金支払請求書（第7号様式）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
(有効期限)	(有効期限)
2 この要綱は、 <u>令和11年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
3から5まで (略)	3から5まで (略)

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は令和8年3月31日から施行する。

(都市整備部都市計画課)